

事業者排出量削減報告書

(宛先) 京都市長 報告者の住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地) 京都市東山区一橋野本町11-1	平成25年7月12日 報告者の氏名(法人にあっては、名称及び代表者名) 三洋化成工業株式会社 代表取締役社長 安藤 孝夫 電話: 075-541-6374
--	---

主たる業種	化学工業(その他の有機化学工業製品製造業)		細分類番号	1	6	3	9
事業者の区分	京都市地球温暖化対策条例第2条第1項第6号		<input checked="" type="checkbox"/> ア	<input type="checkbox"/> イ又はウ <input type="checkbox"/> エ			
計画期間	平成23年4月から平成26年3月まで						
基本方針	生産設備及び製造工程でのエネルギー消費効率の改善、燃料転換、廃棄物排出量の削減、自然エネルギー導入、他工場への生産移管などにより、平成25年度までに温暖化ガス排出量を平成22年比3.2%以上の削減を目指す。						
計画を推進するための体制	RC推進本部(レスポンス・77活動推進のための全社組織)の中に温暖化対策WGを設置。この中で他地区と情報交換しつつ、CO2排出量の月次管理とCO2削減テーマの立案、進捗管理を実施。						
温室効果ガスの排出の量	温室効果ガスの排出の量	基準年度(22)年度	第1年度(23)年度	第2年度(24)年度	第3年度(25)年度	増減率	
	事業活動に伴う排出の量	12,086.2 トン	12,066.4 トン	11,010.9 トン	トン	-4.5 パーセント	
	評価の対象となる排出の量	12,086.2 トン	12,066.4 トン	11,010.9 トン	トン	-4.5 パーセント	
実績に対する自己評価	生産量減に伴い、温室効果ガス排出量も減少した。オフィス部門では原発停止に伴う徹底した節電により基準年度比▲13%の電力削減ができた。						
原単位当たりの温室効果ガス排出量等	事業の用に供する建築物の用途	原単位の指標	基準年度(22)年度	第1年度(23)年度	第2年度(24)年度	第3年度(25)年度	増減率
	工場・研究・本社	事業活動に伴う排出の量(製品生産数量)	558.67	624.10	589.49		8.62 パーセント
		事業活動に伴う排出の量()					パーセント
実績に対する自己評価	生産量の低下及びエネルギー原単位の大きい製品の取率が低下(不良品率が悪化)しており、本製品の手工によりエネルギー原単位が悪化した。ただし、種々の活動により前年比では▲5.6%の削減となった。						
重点的に実施する取組の実施状況		基準年度(22)年度	第1年度(23)年度	第2年度(24)年度	第3年度(25)年度	備考	
		146.0 パーセント	146.0 パーセント	146.0 パーセント	パーセント		
具体的な取組及び措置の内容	(23)年度	・エコ強制停止装置/高効率コンプレッサ/高効率トランス/人感センサー等の設備導入、 ・他府県及び海外工場への生産移管、ボイラー燃料転換、照明開引き など					
	(24)年度	・蒸気回収回収、コンプレッサの効率運転化、人感センサー・LED等の導入、工程改善による省エネ、省型空調機への更新、他府県及び海外工場への生産移管 など					
	(25)年度						
通勤における自己の自動車等を使用することを控えさせるために実施した措置	措置の内容	原則マイカー通勤禁止。					
	上記の措置を実施した結果に対する自己評価	実施されている。 (従業員用の駐車場無し)					
森林の保全及び整備、再生可能エネルギーの利用その他の地球温暖化対策により削減した量	区分	第1年度(23)年度	第2年度(24)年度	第3年度(25)年度	備考		
	森林の保全及び整備によるもの	(0.0) トン	(0.0) トン	トン	※H24年: 24.2t		
	地域産木材の利用によるもの	0.0 トン	0.0 トン	トン			
	再生可能エネルギーを利用した電力又は熱の供給によるもの	0.0 トン	0.0 トン	トン			
	グリーン電力証書等の購入によるもの	0.0 トン	0.0 トン	トン			
	温室効果ガス排出量の削減又は吸収の量の購入によるもの	0.0 トン	0.0 トン	トン			
合計	0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン				
地球温暖化対策に資する社会貢献活動	①省エネ・省資源・汚染防止など環境保全に貢献する製品群を開発・製造(省燃費エンジンオイル用添加剤、省エネビーム用トナー原料、住宅用断熱材原料、省燃費車用燃料電池用コンテナ用電解液、炭素繊維用収束剤、シートリフティング原料(車軽量化)など) ②「京都議定書に関する活動方針」を策定。生産・物流・研究開発での温暖化ガス削減活動の実施に加え、家庭・個人でのCO2削減も支援。						
特記事項	①条例の届出に関する手続き一切は、RC推進本部長が社長から委任を受けております(委任状提出済)。 ②京都府和東町の森林において、2009年から森林利用保全活動を実施(社員ボランティア: 44ha・資金提供による森林整備活動: 122ha) ※条例の制度上、京都市内にしか事業所が無い事業者は京都府内(和東町)で森林整備を実施していても算入できないため備考欄に記載。 平成24年度の削減量は5.24haで効果は24.2CO2-t/yr(平成21年からの累計154CO2-t/yr)。						

注 1 該当する□には、レ印を記入してください。特定事業者以外で自主参加される事業者の方は、レ印の記入は不要です。
 2 「細分類番号」とは、統計法第2条第9項に規定する統計基準である日本標準産業分類の細分類番号をいいます。
 3 「基準年度」とは、計画期間の前年度又は計画期間の前の3年度の事業活動に伴う排出の量又は原単位の数値の平均をいいます。
 4 「増減率」とは、基準年度と比較した計画期間の平均の増加又は減少の割合をいいます。